



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次答申)」及び意見の募集結果について(お知らせ)

(平成26年9月18日環境省報道発表資料 抜粋)

平成26年9月11日(木)に開催された中央環境審議会水環境部会(第35回)において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次報告)」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から同日付けで環境大臣へ答申がなされました。これを受け、環境省として所定の手続きを行い、告示を制定する予定です。

1. 経緯

平成14年8月15日に、環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準等の見直しについて(諮問)」について、これまでに平成16年2月26日に第1次答申、平成21年9月15日に第2次答申、平成23年7月22日に第3次答申がそれぞれ取りまとめられました。その後、平成25年12月より環境基準健康項目専門委員会による検討が再開され、平成26年2月の同専門委員会において第4次報告が取りまとめられました。第4次報告は平成26年9月11日(木)に開催された中央環境審議会水環境部会(第35回)において審議され、中央環境審議会会長から同日付けで環境大臣へ別添1のとおり答申(第4次)がなされました(別添1を省略)。

2. 答申の概要

環境基本法に基づく水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しの検討を行った結果、以下のとおり結論を得ました。

項目名	新たな基準値	現行の基準値
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.03 mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。

(以下、意見の募集結果に関する記事は省略)

○「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」について（お知らせ）

（平成 26 年 9 月 18 日環境省報道発表資料 抜粋）

平成 26 年 9 月 11 日（木）に開催された中央環境審議会水環境部会（第 35 回）において、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告）」が取りまとめられ、同日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これを受け、環境省ではカドミウム及びその化合物に関する排水基準等について、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。

1. 審議の経緯

平成 25 年 8 月 30 日に環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」（諮問第 359 号）は、同年 11 月より、中央環境審議会水環境部会に設置された排水規制等専門委員会において検討がなされ、平成 26 年 7 月に報告が取りまとめられました。

この報告は、平成 26 年 9 月 11 日に開催された中央環境審議会水環境部会（第 35 回）において審議され、同日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ別添のとおり答申がなされました（別添を省略）。

2. 答申の概要

カドミウム及びその化合物に関する水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しの検討を行った結果、以下の通り結論を得ました。

カドミウム及びその化合物に関する基準値の見直し

基準	新たな基準値	現行の基準値
排水基準	0.03mg/L	0.1mg/L
特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）	（据え置き）	0.001mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.003mg/L	0.01mg/L



○ 土壤環境基準の見直しが行われています

土壤環境基準の見直しに向けて、平成 26 年 9 月 16 日からパブリックコメントが行われています。その内容を環境省報道発表資料から御紹介します。

（お知らせ）土壤の汚染に係る環境基準の見直し（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について（平成 26 年 9 月 16 日環境省報道発表資料 抜粋）

環境基本法第 16 条第 1 項に基づく土壤の汚染に係る環境基準の見直し案をとりまとめました。具体的には 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーについて、新たに土壤環境基準を設定するものです。

本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成26年9月16日（火）から10月20日（月）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 意見募集の概要

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）については、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、現在27項目が設定されています。

一方、平成25年10月7日付け諮問第362号により、環境大臣から中央環境審議会会長に対し「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮問）」について諮問がなされました。これを受け平成26年9月、中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会において、土壌環境基準の見直しの検討を行い、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの土壌環境基準（溶出基準）を新たに設定すること等について、別添のとおり第2次答申（案）がとりまとめられました（別添を省略）。

本案に基づいて「土壌の汚染に係る環境基準」の告示改正を行うにあたり、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。

2. 意見募集の対象

土壌の汚染に係る環境基準の見直し（案）

（参考資料）土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて（第2次答申）（案）〔1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー〕から抜粋

1,4-ジオキサンの土壌環境基準（溶出基準）について

1,4-ジオキサンについては、平成21年11月30日環境省告示による水質環境基準項目および地下水環境基準項目とされたこと、すでに測定方法があることから、Ⅱの1の基本的考え方に基づき、土壌環境基準項目（溶出基準）に追加することとし、基準値（環境上の条件）を表1のとおりと、測定方法、達成状況の評価方法、3倍値基準の取扱いは①～③のとおりとすることが適当である。

表1

項目	環境上の条件
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること

①1,4-ジオキサンの測定方法

- ・検液の作成方法は、現行どおり平成3年環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）付表の2に掲げる検液の作成方法のとおりとする。
- ・検液中濃度に係る測定方法は、公共用水域告示付表7に掲げる方法とする。

②達成状況の評価

水質環境基準については、基準値が有害物質の長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、公共用水域における達成状況は、基本的には年間平均値（全シアンのみ最高値）により評価することとされている。

しかしながら、土壌汚染は、一般に蓄積性の汚染であり、その汚染状態は水質におけるほど経時的に変化しやすいものではないことから、従来より、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壌環境基準を達成していないものとして評価することとされており、1,4-ジオキサンについても、この考え方に基づき評価する。

③3倍値基準

- 1,4-ジオキサンは土壌への吸着が低いことを考慮して3倍値基準は適用しないこととする。

塩化ビニルモノマーの土壌環境基準（溶出基準）について

塩化ビニルモノマーについては、平成21年11月30日環境省告示により地下水環境基準項目とされたこと、すでに測定方法があることから、Ⅱの1の基本的考え方に基づき、土壌環境基準項目に追加することとし、基準値（環境上の条件）を表2のとおりとし、測定方法、達成状況の評価方法、3倍値基準の取扱いは①～③のとおりとすることが適当である。

表2

項目	環境上の条件
塩化ビニルモノマー	検液 1L につき 0.002mg 以下であること

①対象項目の測定方法

- ・検液の作成方法は、現行どおり平成3年環境庁告示第46号(土壌の汚染に係る環境基準について)付表の2に掲げる検液の作成方法のとおりとする。
- ・検液中濃度に係る測定方法は、地下水環境基準告示付表に掲げる方法とする。

②達成状況の評価

塩化ビニルモノマーについても、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壌環境基準を達成していないものとして評価する。

③3倍値基準

塩化ビニルモノマーは土壌への吸着が低いことを考慮して3倍値基準を適用しないこととする。

(意見募集要領等は省略)



つれづれ水紀行

第15回 湖東の名水・その2 十王村の水(彦根市)、山比古湧水(愛荘町)と伊庭の水郷(東近江市)

長浜から彦根に転じ、中心市街地の京町から南に向けて走ると、街道沿いの古い街並みの中、「西今町」信号交差点の角に立派な石の柵に囲まれて「十王村の水」がある。訪れたときは夏休み中の女子中学生たちがサイクリングの途中に立ち寄っていた。中央にお堂があり地蔵が祭られている。きれいな水底の見える湧水で、大きな鯉が泳いでいる。小さな湧水であるが、街なかの風景に涼感をもたらしていた。

地域の信仰の対象として清掃などの環境保全活動が行われてきたことで平成の名水百選に選定されている。



交差点と十王村の水 遠景



十王村の水

再び東の鈴鹿山脈の麓に転じて、湖東三山を結ぶ307号線を金剛輪寺の近くから山側に入って宇曾川を遡り、左岸に付いた道路で宇曾川ダムを目指す。ダムサイトからさらにダム湖の上流へと進むと、宇曾川溪谷の園地の入り口斜面に昭和の名水百選に選ばれた「山比古湧水」がひっそりとある。宇曾川は鈴鹿山系に発して琵琶湖に注ぐ小さな河川であるが、下流の近江盆地に広がる田園地帯の貴重な水源である。そのなかで、この湧水は、かつては地元の人々に守られ、伊勢参りの旅人にも使われたと言われており、今では水源を涵養する山林の保全や溪谷一体の環境保全活動がされているとのこと。夏休みで、ここも家族連れが川原での水遊びに興じていた。



山比古湧水



宇曾川ダム

鈴鹿山系に発するいくつかの川は清流を琵琶湖に注ぎながら土砂も堆積して湖東平野を形成してきた。湖東平野は水に恵まれ米作りの適地でもあったし、都に近く古くから交易も盛んであったが、古来のこの地域の交易は琵琶湖の水運が中心だった。その名残の集落の一つに東近江市の伊庭がある。

伊庭集落は細い水路と狭い曲がりくねった昔ながらの街路で形成されており、集落の中を車で通り抜けるにはちょっとした運転技術と譲り合いの気持ちが要る。ゆっくり尋ねるには車を降りて歩くのがよく、歩くことで色々なものが見えてくる。水路に面する家々には「カワト」と呼ばれる川に通じる石段が設けられているし、中心部の水路には川舟が繋がれ、田舟の模型が置かれ、水に寄り添う生活が偲ばれる。大きな鯉が群れて泳ぐ近くで、カワトに降りたおばあちゃんが長靴をゆっくりと丁寧に洗っていた。



伊庭集落の水路



内湖と結ぶ水路の川舟

水路の先には、琵琶湖から仕切られた内湖と呼ばれる水域がいくつも形成され、人々と琵琶湖との接点ともなっていた。しかし、人々の生活が次第に湖から離れるとともに琵琶湖とを結ぶこれらの水路や内湖にはゴミが捨てられ生活排水が流入するようになり、ひいては琵琶湖の環境が悪化していた時期があった。近年になり環境保全の意識とともに琵琶湖のかけがえの無さの認識も高まり、様々の水質浄化事業、生活排水対策の地域活動や自然保護活動によって、これらの水路、内湖は自然性豊かな本来の姿を取り戻してきたようだ。強い日射しの下で輝く湖面に地元の人がゆったりと川舟を漕ぐ穏やかな景色が広がっていた。

アクセス：公共交通機関の利用が現実的なのは JR 南彦根駅から徒歩圏内の十王村の泉だけ。あとは自動車の利用をお勧めします。



編集後記

9月27日御嶽山噴火。晴天の下で紅葉を見ながらの楽しい登山に突然襲いかかった気まぐれな自然の猛威が、戦後最大の傷ましい火山災害となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りします。身近な登山の対象となってきた御嶽山でこのようなことが起き、活火山との付き合い方にも問いを投げかけられました。

9月18日、経済学者の宇沢弘文さんが亡くなりました。理論経済学の観点から日本の当時の公害による環境問題に対して成長優先の政策を批判し、水俣病や成田闘争に自ら行動に立つなど、日本の環境保護にも大きな影響を与えた方でした。土井たか子さんの訃報と共に、日本の高度成長期に活躍した偉大な人物が次第にいなくなる寂しさを痛感した先月でした。

来月に控えたESD ユネスコ国際会議に向けて、名古屋テレビ塔のイルミネーションや名古屋市中心部など街角での公告・装飾が今月中旬から行われます。見かけたら心を留めてみましょう。(A.F.)

業務のご案内

【水質調査】

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

【土壌】

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

【大気・空気調査】

排ガス調査(施設排出ガス・ばい煙調査)、臭気・悪臭分析 等

【作業環境測定】

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

【騒音・振動測定】

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

【建物環境調査】

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

【細菌・毒性試験】

微生物検査、動物実験 等

【ダイオキシン類分析】

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

【環境負荷物質調査】

R o H s / E L V 指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749